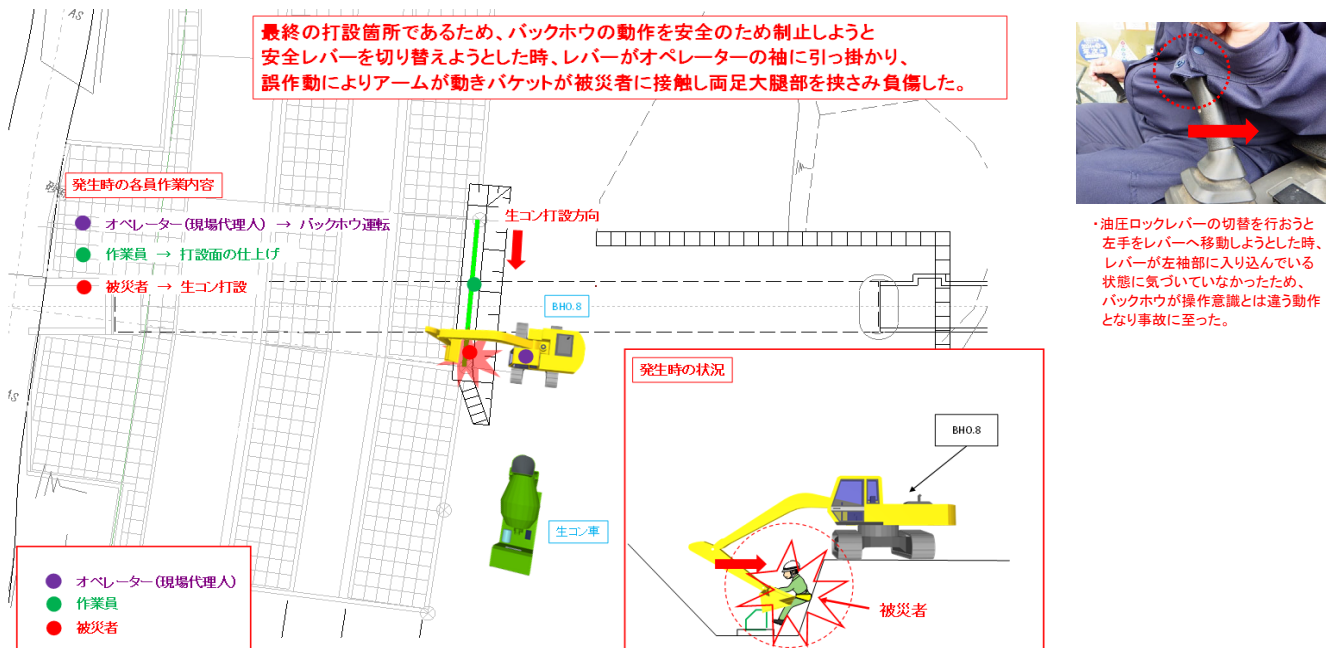


事故種類	労働災害	発生日時	令和6年12月23日 17時15分	事故当事者	2次下請け
事故区分	建設機械	年齢性別	40歳 男性	職種	普通作業員
被災程度(全治)	右脚大腿部骨折、左脚切断				
事故概要	法覆護岸基礎の中詰めコンクリート打設作業に際し、バックホウの動作を安全のため制止しようと安全レバーを切り替えようとした時、操作レバー(左側)がオペレーターの袖に引っ掛かり、誤作動によりアームが動きバケット先端が被災者に接触し、地山とバケットの間に挟まれ大腿部を負傷した。				
事故原因等	・作業員がバックホウの作業半径内にいる状態で、バックホウを運転させたことにより、被災者がバックホウの誤動作に巻き込まれた。 ・施工計画書では生コン打設作業はコンクリートバケットを使用することとしているが、バックホウのバケットから直接打設作業を実施したことにより、被災者の重傷化を招いた。 ・操作レバーが左袖部に入り込んだことにオペが気づかなかったことにより、バックホウの誤動作を招いた。				
改善策等	・バックホウ運転時は、作業半径内に作業員を配置しない。また、誘導員を配置し、バックホウの誘導及び作業員への注意喚起を実施する。 ・生コン打設時において、施工計画書に記載された施工手順を遵守する。 ・始業時に作業員の服装チェックを実施し、誤動作がおこらないよう注意するとともに、必要に応じてリストバンド等を着用する。				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・事故原因と対応策について、他工事にも徹底を周知する。				

事故状況図



改善策

重機作業半径立入禁止措置の改善対策

【作業半径内への立入禁止強化】

- 誘導者の明確な合図(誰でもわかるように)を強化し、誘導者の明確化を徹底する。
- 誘導者は重機の作業半径内への立入禁止を徹底するため作業員及び重機オペレーターへの合図を徹底する。
- 作業員には、重機の作業半径内への立入禁止を徹底させる。

作業-2(打設箇所へ旋回)

作業半径外へ退避

バックホウ旋回方向

誘導員はバケットが定着するまで作業員を立入らせない

計 4名体制

- オペレーター
- 作業員 ①
- 作業員 ②
- 誘導員

重機オペレーターの服装点検表(乗車前)

ヘルメットの脱け、変形はないか	良・不
あご紐の損傷、切れはないか	良・不
作業着の前は開いていないか	良・不
作業着の緩れ、ほつれはないか	良・不
作業着両袖の緩み等がある場合はリストバンドで閉じているか	良・不
作業ズボンのベルトの緩みはないか	良・不
作業ズボンの緩れ、ほつれはないか	良・不
安全靴の緩れ、ほつれはないか	良・不

『服装のみだれから操作レバーに接触し誤動作を引き起こす災害防止のため確実に点検してください!』

【重機オペレーター服装の徹底】

- バックホウオペレーターの服装点検を乗車前に確認し、服装確認を徹底する。(指差呼称の徹底)
- 服装点検にて袖部の緩み等がある場合は、リストバンドで閉じて緩みを補強する。